

総基視第71号  
平成30年5月9日

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会会長 殿

総務省  
総合通信基盤局長



平成30年度電波利用環境保護に関する周知・啓発活動について（依頼）

拝啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深い御理解と御協力を頂き、厚く御礼申し上げます。

さて、情報通信技術の一層の発展を受け、電波利用の機会は増加の一途を辿っており、一般国民が電波を使用した機器に接する機会が増大しております。

このような中で、電波利用秩序を維持し、誰もが安心して電波を利用でき、電波を利用したサービスを受けられる環境を維持することはますます重要になってきております。

しかしながら、無線局免許が必要にも関わらず、免許を有しないで開設・運用する無線局（以下「不法無線局」という。）は依然として多数存在しており、警察・消防救急・防災行政無線等の重要無線通信に対する混信・妨害をはじめ、テレビやラジオの受信障害、携帯電話への障害等、深刻な事案が多数発生し、当省に寄せられる混信妨害申告は後を絶ちません。さらに、インターネットショッピングやインターネットオークションで手軽に違法な無線機器を購入・使用することによる重要通信妨害等の事例も発生し、電波環境の悪化が懸念される状況となっております。

こうした状況から、当省としては、不法無線局による混信その他の妨害から重要無線通信をはじめとする無線通信の利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を推進するため、平成30年度においても別紙1の実施概要のとおり、電波利用に関する周知・啓発活動を集中的に実施するとともに、不法無線局の取締りを強化することとしております。

つきましては、貴連合会におかれましても、又は貴連合会から各都道府県等の各支部に対しまして協力要請いただき、引き続き別紙2の事項についてご支援、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

## 平成 30 年度電波利用環境保護周知啓発強化期間実施の概要

### 1 目的

電波利用に関する周知・啓発活動を集中的・重点的に行うとともに、不法無線局の取締りを強化することにより、正しく無線局を運用している電波利用者を、不法無線局による混信その他の妨害等から保護し、良好な電波利用環境の整備を推進することを目的とし、昭和 52 年度から毎年実施している。(平成 20 年度まで「電波利用保護旬間」として実施。平成 21 年度から名称変更。)

### 2 キャッチフレーズ

「よお！不法電波使ってねえだろうな？」

### 3 期間

平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 10 日まで

### 4 不法無線局対策の強化

不法無線局対策については、平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを取締り強化期間として設定し、特に、重点的に実施することとする。

### 5 主催

総務省

### 6 協力を要請する関係省庁及び関係団体（順不同）

警察庁、法務省、農林水産省、国土交通省、観光庁、環境省、海上保安庁、受信環境クリーン中央協議会、一般社団法人全国陸上無線協会、一般社団法人全国自動車無線連合会、一般社団法人全国漁業無線協会、一般社団法人全国船舶無線協会、一般社団法人日本アマチュア無線連盟、一般財団法人日本ラジコン電波安全協会、モータースポーツ無線協会、公益社団法人全日本トラック協会、公益社団法人全国産業廃棄物連合会及び日本郵政株式会社

### 7 実施方法

#### (1) 周知・啓発活動

平成 30 年 6 月 1 日から同年 6 月 10 日までの期間を中心に下記の周知・啓発活動を重点的に実施する。

ア 新聞、専門紙による周知・啓発

イ ポスター及びリーフレットによる周知・啓発

ウ 公共交通機関及び駅等を活用した周知・啓発

エ 自治体、関係団体の広報誌等を活用した周知・啓発

オ 地方総合通信局等（別添のとおり）内外の施設を活用した周知・啓発

カ 報道機関の活用

#### (2) 不法無線局対策等の強化

不法無線局の対策については、平成 30 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までを取り締まり強化期間として設定し、重点的に実施することとし、電波監視体制の強化を図るものとする。

[協力依頼事項]

総務省の電波利用環境保護活動に関する周知・啓発活動に対して、次のとおり協力願います。

- 1 総会、会議等において、地方総合通信局等の周知・啓発活動に関する説明時間の確保
- 2 ポスター、リーフレット等の配布
- 3 会報紙等による周知・啓発活動
- 4 上記1～3の他、地方総合通信局等と調整の上、電波利用環境保護活動への協力

## 総務省総合通信局等の問い合わせ先一覧

本件依頼に関するお問い合わせ等は、以下の該当する地方総合通信局等をお願いします。

管轄地域	該当局	担当課	電話	住所
北海道	北海道総合通信局	電波利用 環境課	011-709-2311 (内線 4744)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
青森、岩手、 宮城、秋田、 山形、福島	東北総合通信局	電波利用 環境課	022-221-0677	〒980-8795 仙台市青葉区本町 3丁目2-23 仙台第2合同庁舎内
茨城、栃木、 群馬、埼玉、 千葉、東京、 神奈川、山梨	関東総合通信局	電波利用 環境課	03-6238-1803	〒102-8795 東京都千代田区九段南 1丁目2-1 九段第3合同庁舎
新潟、長野	信越総合通信局	監視調査課	026-234-9976	〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
富山、石川、 福井	北陸総合通信局	監視調査課	076-233-4442	〒920-8795 石川県金沢市広坂2丁目2-60
岐阜、静岡、 愛知、三重	東海総合通信局	電波利用 環境課	052-971-9107	〒461-8795 名古屋市東区白壁 1丁目15-1 名古屋合同庁舎第3号館
滋賀、京都、 大阪、兵庫、 奈良、 和歌山	近畿総合通信局	電波利用 環境課	06-6942-8524	〒540-8795 大阪市中央区大手前 1丁目5-44 大阪合同庁舎第1号館
鳥取、島根、 岡山、広島、 山口	中国総合通信局	電波利用 環境課	082-222-3333	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
徳島、香川、 愛媛、高知、	四国総合通信局	電波利用 環境課	089-936-5055	〒790-8795 愛媛県松山市宮田町8-5
福岡、佐賀、 長崎、熊本、 大分、宮崎、 鹿児島	九州総合通信局	電波利用 環境課	096-312-8256	〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎
沖縄	沖縄総合通信事務所	監視調査課	098-865-2308	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B-1街区5階

# 電波の利用には ルールがあるぞ!

電波はテレビやラジオ、携帯電話などの身近なものほか、警察や消防・救急無線、鉄道無線など私たちの安心・安全な生活を守るためにも幅広く利用されています。この電波を多くの方が公平かつ能率的に使えるよう【電波法】が定められ、正しく使用されています。

## 不法電波は大問題だ!!

- 
**1. 消防・救急無線**  
 消防車や救急車などの緊急無線が不法電波により妨害されると、人命や財産に関わる深刻な問題が起こります。
- 
**2. 鉄道無線**  
 不法電波により鉄道無線に妨害が入ると、鉄道の安全運行に支障が生じ、乗客の生命が脅かされることにもなります。
- 
**3. スマートフォン・携帯電話**  
 携帯電話の基地局が妨害電波を受けると、大切な電話やメールができなくなり、社会・経済活動に影響を及ぼします。
- 
**4. テレビ・ラジオ**  
 テレビやラジオの受信が妨害されると、緊急時の災害情報や避難勧告が伝わらないなど、国民生活に重大な影響を及ぼします。

## 電波に関する困りごと、ご相談は 下記までお問い合わせください。

<b>北海道総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokkaido/ 管轄区域/北海道	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (011)737-0099 (011)737-0033 (011)709-6000 (011)709-3550
<b>東北総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/ 管轄区域/青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (022)221-0641 (022)221-0698 (022)221-0616 (022)221-0610
<b>関東総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/ 管轄区域/茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨	不法無線局、混信・妨害 (全国)短波混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 放送相談(地上デジタルテレビ) 電波利用料 その他行政相談 (03)6238-1939 (046)888-2182 (03)6238-1945 (03)6238-1944 (03)6238-1932 (03)6238-1940
<b>信越総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetsu/ 管轄区域/新潟、長野	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (026)234-9976 (026)234-9991 (026)234-9998 (026)234-9961
<b>北陸総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/hokuriku/ 管轄区域/富山、石川、福井	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (076)233-4441 (076)233-4491 (076)233-4414 (076)233-4405
<b>東海総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/ 管轄区域/岐阜、静岡、愛知、三重	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (052)971-9107 (052)971-9648 (052)971-9142 (052)971-9104
<b>近畿総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/ 管轄区域/滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (06)6942-8535 (06)6942-8567 (06)6942-8544 (06)6942-8502
<b>中国総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/chugoku/ 管轄区域/鳥取、島根、岡山、広島、山口	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (082)222-3332 (082)222-3383 (082)222-3308 (082)222-3314
<b>四国総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/shikoku/ 管轄区域/徳島、香川、愛媛、高知	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (089)936-5051 (089)936-5030 (089)936-5006 (089)936-5020
<b>九州総合通信局</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/kyushu/ 管轄区域/福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (096)312-8255 (096)326-7873 (096)326-7843 (096)326-7819
<b>沖縄総合通信事務所</b> http://www.soumu.go.jp/soutsu/okinawa/ 管轄区域/沖縄	不法無線局、混信・妨害 受信障害(テレビ・ラジオ) 電波利用料 その他行政相談 (098)865-2308 (098)865-2307 (098)865-2303 (098)865-2390

良好な電波環境を守るため、無線局の免許の申請には一定の金額を「電波利用料」としてお支払いいただいております。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ **電波利用**  **検索**

# よお! 不法電波 使ってねえたらごな?



STOP THE  
不法電波!



- 電波利用のルールを守りましょう**
- 無線機器の使用には「技術マーク」の確認を
  - 電波の利用には、原則、免許が必要
  - 外国規格の無線機器は、原則、国内では使用不可

電波は消防、救急、放送、携帯電話など、私たちの生活の安心・安全のために使われています。不法電波は、こんな大切な通信を妨害します。

詳しくは、総務省 電波利用ホームページへ **電波利用**  **検索**

総務省総合通信基盤局  
http://www.tele.soumu.go.jp/



検索しげる  
2018.04

# 言っておく! 不正な電波利用は 犯罪だぜ!

私たちが安心・安全に生活するために、【電波法】を定め、正しいルールのもとに使われている電波。このルールを守らず電波を不正に使用することは【違法】です。大事な通信を妨害して電波障害を引き起こし、私たちの生活を脅かす不法電波には、罰則が定められています。

## 電波法違反とは?

不法無線局を開設したり、又は運用したりすると...

**1年以下の懲役**

**または100万円以下の罰金**

不法電波で重要な無線通信を妨害した場合...

**5年以下の懲役**

**または250万円以下の罰金**



# 電波利用のルールを 守っているか?

ルール 1

**無線機器の技適マークを  
確認せよ!**



国内で使用可能な無線機器のほとんどは、技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）が付いています。技適マークが付いていない無線機器は、「免許を受けられない」おそれがありますので、無線機器購入に際しては十分ご注意ください。

※詳しくは、最寄りの総合通信局へお問い合わせください。

## 技適マークってどこに付いているの?

多くの場合、無線機器の型式名称や製造者が記載された銘板の中や外箱に表示されています。



無線 LAN 挿入置き型の機器：底面  
携帯電話やPHS：  
内蔵バッテリーを取り外した部分



無線 LAN USB タイプの機器：背面  
スマートフォン等では、液晶画面に  
表示される場合もあります

ルール 2

**電波の利用には、  
原則、免許が必要だ!**

無線機器の使用には、原則として無線局の免許や無線従事者の資格が必要です。免許の更新手続きは忘れずに行ってください。無線従事者免許証は常に携帯し、無線設備の設置（常置）場所に免許状を備え付けてください。

※「無線局」とは、無線設備と無線設備の操作を行う者の総体を言います。

ルール 3

**外国規格の無線機器は  
国内では使えないぜ!**

近年、通信販売業者やインターネットオークション等で販売されるなどして、外国規格の無線機器が日本国内に持ち込まれるケースが増えています。これらの多くは日本の電波法令に合致していないため、国内では使用できない場合がありますので、注意してください。使用するとき他の無線局等に妨害を与えるおそれがあり、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※Wi-Fi端末等は、日本に入国の日から90日以内に限り一定条件を満たせば利用可能です。

## 注意しろよ!

- 無線機器を改造して出力を大きくしたり、指定された周波数以外で運用することは禁止されています。
- アマチュア無線を使用する場合は、ルールを守って正しく運用しましょう。



## DEURAS (デューラスシステム)が 不法電波を取り締まる

総務省では、快適な電波環境の維持のために、不法電波などの取り締まりを電波監視システム「DEURAS (デューラス)」により行っています。「DEURAS」は全国に設置されたセンサ局や、不法無線局探索車と呼ばれる特別な車両を使って、不法電波などを探し出すシステムです。

